

3月開校 東南村山地区

受講生募集

0 A 経理事務科

★一般事務・経理事務に関する知識等を学びます。

★日商簿記3級、MOSスペシャリストの資格取得で、あなたの再就職をバックアップします。

★直近の同様訓練の
就職率 **75%**
思いっきり学んでみませんか？ (日建学院・山形校)



事務職を目指す方の
人気ナンバー
1、2の資格
取得を目指し
ませんか？

訓練期間	令和7年3月5日(水)～令和7年6月4日(水) 3か月間 基本時間：9：10～15：50 (原則として土・日・祝日を除く)		
訓練場所	日建学院山形校 (株式会社建築資料研究社) 山形市青柳字柳田55-3 (裏面地図参照)	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをされていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は 無料 です。(テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約20,000円) ※資格試験受験料(任意受験)は別途必要となります。		
募集期間	令和7年1月6日(月)～令和7年2月10日(月)昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	令和7年2月18日(火)午前10時00分から (開場9:30、受付は9:50までに) 場所：山形県立山形職業能力開発専門校 (裏面地図参照) 内容：訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
Tel 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】			
科目		科目の内容	時間数H
学 科	簿記概論	簿記の基礎、諸取引の処理、試算表、決算整理と財務諸表	72H
	簿記問題演習	試算表の作成、清算表・財務諸表の作成、試験対策、模擬試験	48H
	経理事務	出納・会計業務の概要、給与計算の仕組み、各種保険制度や税金の基礎知識	24H
実 技	パソコン基礎演習	パソコン周辺機器の基本操作、文字入力、インターネットを活用した情報収集、電子メールの送受信	12H
	文書作成演習	Wordの基本操作、文字の編集、画像の挿入、表の作成	18H
	表計算演習	Excelの基本操作、データの入力、関数、表の作成、グラフの作成、データの並べ替え・抽出	15H
	プレゼンテーション演習	PowerPointの基本操作、プレゼンテーションの作成、図形の作成、スライドショーの実行	15H
	パソコン会計演習	会計ソフトの基本操作、証ひょうによるデータ入力、集計表の作成	15H
	表計算演習（応用）	データの抽出や並べ替え、数式の作成、関数の使用、グラフを利用した視覚的表現、MOS模擬試験	39H
	総合演習	差し込み印刷、ビジネス文書の作成、帳票類の作成、会計ソフトとの連動	30H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	50H
総訓練時間338H（学科144H、実技：144H 就職支援他：50H）			
その他	※Windows 10, Microsoft Office 2016を使用します。 ※キャリア・コンサルティングは、その計画に従ってください。		

【選考会場】	【訓練会場】
場所： 山形県立山形職業能力開発専門学校 住所： 山形市松栄2-2-1 電話： 023-644-9228	場所： 日建学院 山形校 住所： 山形市青柳字柳田55-3 電話： 023-622-5100 ※無料駐車場あり

◆ ご相談・お申込み窓口 ◆			
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松栄2-6-13	Tel 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	Tel 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	Tel 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	Tel 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	Tel 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	Tel 0237-86-4221
※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。			詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。